エ　提案内容に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。ただし、事業契約締結日から工事の始期までの間は、配置予定技術者の配置を要しない。

オ　次に示す業務を実施する施工管理技術者及び主任担当技術者を配置できること。

㈠　施工管理技術者については、設計業務の技術上の管理及び統括に関する業務。

㈡　各分担業務分野の主任担当技術者については、施工管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する業務。

㈢　施工管理技術者は、いずれかの担当業務分野の主任担当技術者を兼任することを認める。

カ　施工管理技術者及び主任担当技術者は、設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは入札参加表明書、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「第一次審査資料」という。）の提出期限の日以前に３ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

キ　次に示す要件を満たす施工管理技術者及び各主任担当技術者を配置できること。

㈠　施工管理技術者は建築士法第２条第２項に規定する一級建築士であり、第一次審査資料の提出期限の日において建築士法第22条の２に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること（ただし、建築士法施行規則第17条の37第１項１一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除く。）。

㈡　平成27年４月１日以降に、次のクに示す業務（施設の建設工事の完成、引渡しが完了したものであって、基本設計及び実施設計に携わったものに限る。）に携わった実績を有する施工管理技術者並びに建築主任担当技術者、構造主任担当技術者、電気設備主任担当技術者及び機械設備主任担当技術者であること。また、上記の期間に、産前・産後休業、育児休業及び介護休業（以下「長期休業」という。）を取得した場合は、休業期間に応じて実績として求める期間（以下「評価対象期間」という。）を１年単位で延長するための申請を行うことができ、申請内容に基づいて評価対象期間の延長を行うものである（長期休業期間が１年に満たない場合であっても、１年として切り上げて期間を延長することができ、長期休業を複数回取得している場合は、休業の通算日数が１ヶ年を超える毎に評価対象期間を１年単位で延長することができる。）。なお、産前・産後休業とは労働基準法第65条で規定する休業とし、育児休業及び介護休業とは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律で規定する休業とし、介護休暇及び子の看護休暇は対象外とする。詳細は【入札説明書の資料―３】「海上保安学校教育訓練施設整備事業提出書類の記載要領」の別紙による。

ク　実績要件

㈠　施工管理技術者、建築主任担当技術者、構造主任担当技術者又は積算主任担当技術者

ａ．建物用途　特殊建築物（建築基準法別表第一用途㈠～㈤に該当すること）

ｂ．構造　鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造

ｃ．建物規模　１棟で延床面積5,000㎡以上の特殊建築物

㈡　電気設備主任担当技術者　次のａ．からｃ．までのすべてを満たす工事監理業務

ａ．建物用途　㈠ａ．に同じ

ｂ．建物規模　㈠ｂ．に同じ

ｃ．工種種目　電灯設備及び火災報知設備を含むもの

㈢　機械設備主任担当技術者　次のａ．からｃ．までのすべてを満たす工事監理業務

ａ．建物用途　㈠ａ．に同じ

ｂ．建物規模　㈠ｂ．に同じ

ｃ．工種種目　空気調和設備及び給排水設備を含むもの

ケ　施工管理技術者及び各主任担当技術者については、実施設計完了までの間、原則として変更を認めない。

コ　建築主任担当技術者の手持ち業務について、本事業契約以降、実施設計完了までの期間にわたって同時に携わる予定の設計業務（工事監理業務を除く。未契約であっても実施予定のものを含む。）が原則として４件未満であること。

⑺　建設企業の参加資格要件　建設に当たる者は次の要件を満たすこと。なお、建設業務を複数の者が分担して行う場合にあっては、アの一般競争参加資格審査の業種区分のそれぞれにおいて下記イ及びウの要件を満たすこと。

ア　１者の場合は、令和７・８年度国土交通省（海上保安庁を希望した者に限る。）一般競争参加資格審査において業種区分が「建築工事業」、「電気工事業」及び「管工事業」の「A」等級に格付けされている者であること。２者以上の場合は、いずれかの者が同業種区分の「建築工事業」、「電気工事業」及び「管工事業」の「A」等級に格付けされ、入札参加グループ全体で「建築工事業」、「電気工事業」及び「管工事業」の「A」等級を具備していること。

イ　提案内容に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき許可を有していること。

ウ　次に該当する建築物の「建築工事業」、「電気工事業」「管工事業」の元請けとして施工した実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上のものに限る。

㈠　「建築工事業」又は「電気工事業」の「A」等級に格付けされている者は、平成27年４月以降に延床面積5,000㎡以上の特殊建築物（建築基準法別表第一用途㈠～㈤に該当すること）の施工実績

エ　提案内容に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。ただし、事業契約締結日から工事の始期までの間は、配置予定技術者の配置を要しない。

オ　次に示す業務を実施する監理技術者及び主任担当技術者を配置できること。

㈠　監理技術者又は国家資格を有する主任技術者は、建設業務の技術上の管理及び統括に関する業務。

㈡　各分担業務分野の主任担当技術者については、監理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する業務。

㈢　監理技術者は、いずれかの担当業務分野の主任担当技術者を兼任することを認める。

カ　配置予定技術者は、建設企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは第一次審査資料の提出期限の日以前に３ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

キ　次に示す要件を満たす施工管理技術者及び各主任担当技術者を配置できること。ただし、工事契約締結日から工事開始までの間は配置を要しない。なお、第一次審査提出時において、監理技術者又は主任技術者を決定できないことにより、複数名の候補者をもって第一次審査資料を提出することは支障ないが、いずれの候補者についても次の要件を満たしていなければならない。さらに在籍出向者等を配置予定技術者として配置する場合は、「建設業者の経営譲渡又は会社分割にかかる主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱について」（平成13年５月30日付け国総建第155号）、「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」（平成28年３月24日付け国土建第483号）、「親会社及びその連結子会社の間の出向職員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）」（平成28年５月31日付け国土建第119号）又は「持株会社の子会社が置く主任技術者又は